

草加市都市農地貸借の認定等に関する事務取扱要綱

令和2年9月2日
告示第815号

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、自らの耕作の事業の用に供するため都市農地の所有者から当該都市農地について賃借権又は使用貸借による権利（以下「賃借権等」という。）の設定を受けようとする者が作成する当該賃借権等の設定に係る都市農地における耕作の事業に関する計画（以下「事業計画」という。）の認定等に関し、法、都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行令（平成30年政令第234号）及び都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則（平成30年農林水産省令第54号）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 耕作の目的に供される土地をいう。
- (2) 都市農地 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区及び同法第10条の2第1項の規定により定められた特定生産緑地の区域内の農地をいう。
- (3) 認定都市農地 事業計画の認定を受けた都市農地をいう。

(事業計画の認定の申請)

第3条 事業計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業計画認定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人の場合には、その定款又は寄附行為の写し
- (2) 申請者が農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人（以下「農地所有適格法人」という。）であって農事組合法人又は株式会社である場合には、その組合員名簿又は株主名簿の写し

- (3) 申請者が農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社が構成員となっている農地所有適格法人である場合には、その構成員が当該承認会社であることを証する書面、その構成員の株主名簿の写し及び都市農地の耕作に関する営農計画書
- (4) 申請者が農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の50第1項の規定による農業の経営を行うため賃借権等の設定を受ける農業協同組合、農業協同組合連合会及び地方公共団体である場合並びに申請した都市農地について賃借権等の設定を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる者及び農地所有適格法人である場合には、賃借権等の設定に関する契約書の写し又は契約書の案
- (5) 申請者が前号に掲げる者以外の場合には、賃借権等の設定に関する契約書の写し又は契約書の案
- (6) 賃借権等の設定をしようとする都市農地の土地の全部事項証明書
- (7) 賃借権等の設定をしようとする都市農地の土地の位置を示す地図及び公図の写し（事業計画の認定）

第4条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その記載事項及び添付書類について審査するとともに、必要に応じて実情を調査し、その申請が適法なものであるかどうか及び法第4条第3項各号に掲げる要件に該当するかどうかについて審査するものとする。

2 市長は、前項の申請書の記載事項及び添付書類に不備があるときは、補正又は追完を求めるものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果適当と認めた場合には、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。ただし、同項の審査の結果、適当と認められない場合であって、申請者が第2項の補正又は追完の求めに応じない場合には、当該申請を認定しない又は却下するものとする。

4 市長は、前項の規定により認定又は不認定若しくは却下をしたときは、遅滞なく、事業計画認定（不認定・却下）書（第2号様式）を申請者に交付するとともに、前項本文の決定を行った農業委員会に通知するものとする。

（認定都市農地の利用状況の報告）

第5条 前条第3項本文の規定による認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、

当該認定都市農地の利用状況について、認定都市農地の利用状況報告書（第3号様式）により、当該認定を受けた事業計画（以下「認定事業計画」という。）に記載された賃借権等の存続期間中、毎年、市長に報告しなければならない。

2 前項の報告期日は、毎事業年度の終了後3月以内とする。ただし、認定事業者が法人以外の個人事業者であり、かつ、事業年度を設けていない場合には、3月31日とする。

3 第1項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 農地の利用状況が把握できる現況写真
- (2) 農作業従事者の確保の状況が把握できる資料
- (3) 認定事業者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し

4 市長は、第2項の報告期日後3月を経過しても第1項の報告書の提出がない場合には、認定事業者に対し、速やかに当該報告書を提出するよう求めるものとする。

5 市長は、第1項の報告書の提出があった場合は、記載事項及び添付書類の不備について確認し、当該報告書の記載事項又は添付書類に不備があり、農地の利用状況の把握が困難と認められるときは、補正又は追完を求めるものとする。

（事業計画の変更）

第6条 次の各号のいずれかに該当し、認定事業計画を変更しようとする認定事業者は、事業計画変更認定申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 賃借権等の設定を受ける都市農地の変更
- (2) 認定都市農地の地目又は面積の変更（面積の変更にあつては、当該認定都市農地の面積に占める当該変更に係る認定都市農地の面積の割合が5分の1を超えるものに限る。）
- (3) 設定を受けた賃借権等の種類、始期又は存続期間の変更
- (4) 認定都市農地における耕作の事業の内容の変更
- (5) 前4号に掲げる変更のほか、認定事業計画の重要な変更

2 認定事業者は、前項各号のいずれにも該当しない変更が生じた場合は、その変更後、速やかに事業計画変更届出書（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定による認定事業計画の変更の認定については、第4条第1項及び第3項の規定を準用する。

4 市長は、前項の規定により認定事業計画の変更の認定又は不認定若しくは却下をしたときは、遅滞なく、事業計画変更認定（不認定・却下）書（第6号様式）を第1項の認

定事業者に交付するとともに、第4条第3項本文の決定を行った農業委員会に通知するものとする。

(勧告)

第7条 法第7条第1項の規定による勧告は、勧告書(第7号様式)によるものとする。

(認定の取消し)

第8条 法第7条第2項の規定による認定の取り消しは、認定取消書(第8号様式)によるものとする。

(賃借権の解除の届出)

第9条 法第8条第3項の規定による賃借権の解除の届出は、届出書(第9号様式)によるものとし、賃借権の設定に関する契約書の写しを添付するものとする。

2 市長は、前項の届出書の提出があったときは、届出に係る賃借の解除が賃借人がその農地を事業計画に従って耕作の事業を行っていないと認められる場合に行われるものであるかどうか、届出書の記載事項が記載されているかどうか及び添付書類が具備されているかどうかを審査し、その受理又は不受理を決定し、受理(不受理)通知書(第10号様式)により通知するものとする。

3 市長が届出を受理又は不受理としたときは、その旨を前項の受理(不受理)通知書により当該届出をした者に通知するとともに、その旨を農業委員会に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、都市農地の貸借に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。